

成人式

1月8日(日) 竹田の中央公民館で成人式が行われ対象者106人のうち97人が出席しました。

開会に先立ち、オープニングコンサートが行われ、町内の夫婦ユニット「ミュージック・ビー・マジック」とピアニスト鳥越由美さんの演奏が新成人に送られました。

式では山崎町長が式辞を述べ、来賓からお祝いの言葉が贈られると、新成人を代表し、中村文香さんがお礼の言葉を述べました。

成人の中学時代の写真や恩師からのビデオレターが上映されると、会場から賑やかな声が上がっていました。



国民年金種別変更

国民年金制度では、国内に居住する二〇歳以上六〇歳未満のすべての方に、加入が義務づけられています。国民年金の加入種別は、次の3種類に分かれており、届け出は加入時だけでなく、種別が変わった時にも必要です。

種別変更の届出を忘れると、年金が受け取れないこともあります。手続きは、年金手帳を添えて、その都度忘れずに行いましょう。

●国民年金の加入種別

・第1号被保険者

自営業や農業・漁業の方とその配偶者、二〇歳以上の学生、フリーターの方等が対象となり、加入や種別変更の手続きは、市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で行います。

・第2号被保険者

会社や官公庁にお勤めの方など、厚生年金や共済組合に加入している方が対象になります。加入手続きは、会社や官公庁が行います。

・第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象となり、届出は、配偶者の勤務先を通じて行います。

○種別変更となるケース

・第1号被保険者となるケース

第2号被保険者が退職されると第1号被保険者(第3号被保険者になる場合は除く。)となります。また、その方に扶養されていた第3号被保険者がいる場合、その方も第1号被保険者になります。

・第2号被保険者になるケース

第1号被保険者又は第3号被保険者が就職して厚生年金等に加えると第2号被保険者になります。

・第3号被保険者になるケース

会社等を退職して厚生年金等に加えられる方の被扶養配偶者になる方などが第3号被保険者になります。

▼お問い合わせ先

鏡野町役場町民環境課 古市 電話(0868)54-2984
津山年金事務所国民年金課 電話(0868)31-23663